

「財産評価顧問」(Ver.H25.1)

平成 25 年度改正対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
標記の件につきましてご案内申し上げます。
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されているご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。
法人税の場合、年に2回以上改正によるバージョンアップがあります。まだ保守サービス契約にご加入でないお客様は、この機会にお申込をご検討ください。
よろしくご査収のほどお願いいたします。
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
あらかじめご了承ください。

プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※) : 2013年8月27日(火)
CD-ROM発送開始日 : 2013年9月 4日(水)

バージョンアップ対象

Ver.H24.1 以降

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は「マイページ」よりダウンロードいただけます。

改正内容

主な改正内容

●定期預金・貸付信託等の評価 税率の変更

平成 25 年 1 月 1 日以後の預金利息に対する税率が、20%から 20.315%に変更されました。
所得税(15%)×2.1%の復興特別所得税(0.315%)が追加課税されます。

●定期金に関する権利の評価 完全生命表の改訂

終身定期金に関する権利を評価する場合における「余命年数」を計算するために用いる完全生命表が、平成 24 年 5 月 31 日に公表され、第 21 回生命表に切り替わりました。

【適用時期】平成 25 年 1 月 1 日以降の評価から適用されます。

※ 完全生命表は、厚生労働省が男女別に作成し公表しているものであり、国政調査等を基に5年ごとに改訂されています。

●取引相場のない株式の評価 第 2 表 大会社の株式保有特定会社の判定基準の改正(Ver.H24.12 対応内容)

- (1) 評価通達 189 (特定の評価会社の株式) の「(2) 株式保有特定会社の株式」における大会社の株式保有割合による株式保有特定会社の判定基準が「25%以上」から「50%以上」に改正されました。
- (2) 取引相場のない株式(出資)の評価明細書の「第 2 表 特定の評価会社の判定の明細書」の様式が改定されました。
- (3) 平成 25 年 5 月 27 日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産を評価する場合に適用されます。また、判決に伴う改正であり、過去の相続税等についても、通則法第 23 条第 2 項第 3 号の規定に基づき更正の請求をすることができることを踏まえ、平成 25 年 5 月 27 日以後に相続税等の申告をする者が、平成 25 年 5 月 27 日前に相続等により取得した財産を評価する場合にも適用することができます。

プログラムについて

- CD-ROMには、過去版セットアッププログラムも収録されています。(プロダクトID不要)
(Ver.H20.15、Ver.H21.15、Ver.H22.11、Ver.H23.13、Ver.H24.12)

システムの対応内容

●定期預金・貸付信託等の評価 税率の変更

入力画面の「⑥税率」を「20.0%」→「20.315%」に変更します。

●定期金に関する権利の評価

- (1)当システムで内蔵している完全生命表を平成 25 年 1 月 1 日以降用の第 21 回生命表に変更します。
- (2)「定期金に関する権利の評価（経過措置）」の入力画面や、一括印刷の帳票一覧から削除します。

●取引相場のない株式の評価 第 2 表 (Ver.H24.12 対応内容)

- (1)取引相場のない株式の評価 第 2 表の入力画面で、「2. 株式保有特定会社」の「③の割合」を切り替えて判定します。
 - ・ [オプション] → [印刷情報登録] の印刷する様式が平成 25 年 5 月 26 日以前用：25%
 - ・ [オプション] → [印刷情報登録] の印刷する様式が平成 25 年 5 月 27 日以降用：50%
- (2)取引相場のない株式の評価明細書 第 2 表について「平成 25 年 5 月 27 日以降用」の印刷フォームを追加します。

●相続税簡易計算

相続税簡易計算の申告書入力について、障害者控除額の計算方法を変更します。

- (1)障害者控除額の適用年齢の上限を 85 歳に変更します。
- (2)障害者控除を 2 回受ける場合の計算方法を変更します。

●相続・贈与税顧問 Ver.25.10 との連動に対応

●都道府県市町村一覧 市町村データの更新・・・2013 年 7 月時点の市町村名に更新

平成24年度版での先行入力について

「財産評価顧問 Ver.H25.1」のリリース前に、平成 25 年の財産評価案件が発生した場合は、平成 24 年版でデータを先行入力することができます。平成 24 年版で入力した案件データは、平成 25 年版の「旧バージョンデータ読込」で取り込んでから、入力データの見直しを行ってください。

⚠ データの互換性について

連動可能な相続税・贈与税顧問のバージョンは以下のとおりです。
相続税・贈与税顧問 Ver.H25.10 以降



保守サービス契約には以下の**特典**があります。
まだご加入いただいていないお客様は、ぜひご加入をご検討ください。

ポイント1

安心電話サポート

システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

ポイント2

法改正・機能アップ製品の無償提供

法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いただけます。

ポイント3

原本ディスクの破損交換サービス

原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。(年間 1 回まで)

お問い合わせ先



北海道オフィス・マシン株式会社 TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください